

答申第6号「個人情報の取扱いに関する制限の適用を除外する事項について」

答申

オンライン結合による個人情報の提供制限の例外に関する事項（条例第8条第2項関係）について

諮問された事項については、公益上の必要性があり、かつ、オンライン結合の基準に則し個人の権利利益が侵害されないよう必要な措置が講じられていることが認められます。

なお、オンライン結合による個人情報の提供を実施するに当たっては、所要の規則改正を行うとともに、業務に従事する職員等に対する十分な指導や研修を実施し、個人情報の適正な取扱いが徹底されることを要望します。

オンライン結合による提供制限の例外に関する事項（条例第8条第2項関係）

特定のものに対する提供

整理 番号	システム等の名称 （所管課）	提供する個人情報 の対象者の範囲	提供先	オンライン結合による提供 制限の例外が必要な理由
1	建築士・建築士事務所登録閲覧システム	建築士 管理建築士 所属建築士	国土交通省 都道府県 (財)建築行政情報センター 指定登録機関 特定行政庁 指定確認検査機関 一般国民	<p>管理建築士の専任制の確認、処分状況の確認等、建築行政に必要な情報を各行政機関等が共有するものであり、情報の適切かつタイムリーな取得、建築行政の円滑化に資するために、全国で一元的なオンラインの利用が必要である。</p> <p>また、建築士等が自己の登録情報を随時変更できるという利便性や一般国民も建築士等に関する情報を一部閲覧できることから、住民サービスの向上にも資するものである。</p> <p>一般国民への個人情報の提供については、法令等の規定に基づき公表するものに限る。</p> <p>システムの管理等は、(財)建築行政情報センターが行い、利用協定書において、保護措置が明記されることとなっている。</p>

徳島県個人情報保護審査会審議経過

年 月 日	内 容
平成20年 9月12日	諮 問 (オンライン結合による個人情報の提供制限の 例外に関する事項) 審 議 審 議
平成20年 9月25日 (第21回審査会)	
平成20年10月30日 (第22回審査会)	

